

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成26年2月14日(金曜日) 号外第2号

目次	ページ	土整備・流域海岸企画課	1
○告示		特定都市河川流域における基準降雨(2件)(県土整備・流域海岸企画課)	3
特定都市河川及び特定都市河川流域の指定(2件)(県)			

## 告 示

### 神奈川県告示第75号

特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第3条第5項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定し、平成26年6月1日から施行する。

平成26年2月14日

神奈川県知事 黒岩祐治

#### 1 特定都市河川

名称	区		間
	上流端	下流端	
境川	右岸 相模原市緑区川尻5,693番地の2地先 左岸 東京都町田市相原4,687番地地先	から	海まで
柏尾川	右岸 横浜市戸塚区柏尾町337番地地先 左岸 横浜市戸塚区柏尾町337番地地先	平戸永谷川、阿久和川合流点から	境川合流点まで
平戸永谷川	右岸 横浜市港南区上永谷3,484番地地先 左岸 横浜市港南区上永谷3,648番地地先	馬洗橋上流端から	柏尾川合流点まで
阿久和川	右岸 横浜市瀬谷区阿久和町3,078番地の2地先 左岸 横浜市瀬谷区阿久和町3,051番地地先	に設置した標柱から	柏尾川合流点まで
名瀬川	右岸 横浜市戸塚区名瀬町2,226番地の1地先 左岸 横浜市戸塚区名瀬町2,230番地の2地先	山越橋上流端から	阿久和川合流点まで
狹川	右岸 横浜市栄区中野町1,358番地地先 左岸 横浜市栄区中野町1,359番地地先	神戸橋上流端から	柏尾川合流点まで
舞岡川	右岸 横浜市戸塚区舞岡町3,237番地地先 左岸 横浜市戸塚区舞岡町593番地地先	に設置した標柱から	柏尾川合流点まで
宇田川	右岸 横浜市泉区中田町80番地の1地先 左岸 横浜市泉区中田町233番地地先	に設置した標柱から	境川合流点まで
和泉川	右岸 横浜市瀬谷区瀬谷町4,741番地地先 左岸 横浜市瀬谷区二ツ橋町310番地の1地先	二ツ橋上流端から	境川合流点まで

#### 2 特定都市河川流域

横浜市南区別所四丁目及び六ツ川三丁目の各一部、同区六ツ川四丁目の全部、同市港南区大久保三丁目、日野二丁目、六丁目及び九丁目並びに野庭町の各一部、同区上永谷町及び下永谷一丁目から六丁目までの全部、同区芹が谷一丁目の一部、同区芹が谷二丁目から五丁目まで、東永谷一丁目から三丁目まで、上永谷一丁目から六丁目まで及び丸山台一丁目から四丁目までの全部、同区港南台八丁目及び九丁目の各一部、同区日限山一丁目から四丁目まで及び東芹が谷の全部、同区日野南四丁目から六丁目までの各一部、同区日野南七丁目の全部、同市保土ヶ谷区榎太坂一丁目及び三丁目、狩場町、今井町並びに境木本町並びに同市旭区大池町、柏町、上川井町、中希望が丘、東希望

が丘、南希望が丘、笹野台一丁目及び二丁目、若葉台四丁目並びに善部町の各一部、同市磯子区氷取沢町、同市金沢区釜利谷町及び同市緑区長津田町の各一部、同市戸塚区下倉田町、上倉田町、吉田町、矢部町、鳥が丘、戸塚町、汲沢町、汲沢一丁目から八丁目まで、深谷町、原宿一丁目から五丁目まで、俣野町、東俣野町、影取町、小雀町、舞岡町、南舞岡一丁目から四丁目まで、柏尾町、上柏尾町、平戸町及び平戸一丁目から五丁目までの全部、同区品濃町の一部、同区川上町、前田町、秋葉町、名瀬町、上矢部町及び上品濃の全部、同市栄区上郷町の一部、同区公田町、中野町、鍛冶ヶ谷町、鍛冶ヶ谷一丁目及び二丁目、小菅ヶ谷一丁目から四丁目まで、桂町、小菅ヶ谷町、笠間町、長尾台町、田谷町、金井町、飯島町、長沼町、本郷台一丁目か

毎週火曜日及び金曜日発行

ら五丁目まで、若竹町、元大橋一丁目及び二丁目、庄戸一丁目から五丁目まで、長倉町、東上郷町、犬山町、尾月、上之町、亀井町、野七里一丁目及び二丁目、小山台一丁目及び二丁目、柏陽、桂台北、桂台中、桂台西一丁目及び二丁目、桂台東並びに桂台南一丁目及び二丁目、同市泉区岡津町、新橋町、弥生台、中田町、和泉町、下飯田町、上飯田町、池の谷、緑園一丁目から七丁目まで、白百合一丁目から三丁目まで、西が岡一丁目から三丁目まで、領家一丁目から四丁目まで、桂坂、中田東一丁目から四丁目まで、中田北一丁目から三丁目まで、中田西一丁目から四丁目まで及び中田南一丁目から五丁目まで並びに同市瀬谷区瀬谷町、瀬谷一丁目から六丁目まで及び宮沢一丁目から四丁目までの全部、同区二ツ橋町の一部、同区三ツ境、北町、五貫目町、目黒町、上瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目から三丁目まで、本郷一丁目から四丁目まで、東野並びに南瀬谷一丁目及び二丁目の全部、同区御本町の一部並びに同区南台一丁目及び二丁目、下瀬谷一丁目から三丁目まで、橋戸一丁目から三丁目まで、北新、相沢一丁目から七丁目まで、中央、東野台、阿久和東一丁目から四丁目まで、阿久和西一丁目から四丁目まで並びに阿久和南一丁目から四丁目までの全部

相模原市緑区相原一丁目から六丁目までの全部、同区大山町、川尻、久保沢二丁目、中沢、二本松四丁目並びに橋本二丁目、三丁目及び六丁目の各一部、同区橋本四丁目、五丁目、七丁目及び八丁目の全部、同区原宿一丁目の一部、同区東橋本一丁目から四丁目まで、広田、町屋一丁目から四丁目まで及び元橋本町の全部、同区若葉台六丁目及び七丁目並びに同市中央区相生一丁目の各一部、同区相生二丁目の全部、同区大野台三丁目の一部、同区小山、鹿沼台一丁目及び二丁目、上矢部、上矢部一丁目から五丁目まで、共和一丁目から四丁目まで、向陽町、すすきの町、高根一丁目及び二丁目、東淵野辺一丁目から五丁目まで、淵野辺一丁目から五丁目まで、淵野辺本町一丁目から五丁目まで、宮下一丁目から三丁目まで並びに宮下本町一丁目から三丁目までの全部、同区弥栄一丁目及び二丁目の各一部、同区矢部一丁目から四丁目まで、矢部新町、矢部新田並びに由野台一丁目及び二丁目の全部、同区由野台三丁目の一部、同市南区旭町及び鶴野森一丁目から三丁目までの全部、同区大野台一丁目及び三丁目の各一部、同区上鶴間、上鶴間一丁目から八丁目まで、上鶴間本町一丁目から九丁目まで、古淵一丁目から六丁目まで、柴町及び相模大野一丁目から九丁目までの全部、同区相模台一丁目及び二丁目の各一部、同区相南一丁目から四丁目までの全部、同区西大沼一丁目から三丁目までの各一部、同区東大沼一丁目から四丁目まで及び東林間一丁目から八丁目までの全部、同区双葉二丁目の一部、同区文京一丁目及び二丁目、松が枝町並びに御園一丁目から三丁目まで及び五丁目の全部、同区御園四丁目の一部、同区南台一丁目から五丁目までの全部、同区南台六丁目の一部並びに同区豊町及び若松一丁目から六丁目までの全部

鎌倉市長谷三丁目から五丁目まで、極楽寺二丁目及び四丁目、腰越三丁目及び五丁目、腰越、津並びに西鎌倉四丁目の各一部、同市梶原一丁目から五丁目まで、梶原、寺分一丁目から三丁目まで、寺分、山崎及び上町屋の全部、同市手広の一部、同市手

広一丁目の全部、同市手広二丁目の一部、同市手広三丁目及び四丁目の全部、同市手広五丁目の一部、同市手広六丁目、笛田一丁目から六丁目まで及び常盤の全部、同市鎌倉山一丁目から三丁目までの各一部、同市鎌倉山四丁目の全部、同市山ノ内の一部並びに同市台一丁目から五丁目まで、台、小袋谷一丁目及び二丁目、小袋谷、大船一丁目から六丁目まで、大船、高野、岩瀬一丁目、岩瀬、今泉一丁目から五丁目まで、今泉台一丁目から七丁目まで、岡本一丁目及び二丁目、岡本、玉縄一丁目から五丁目まで、植木、城廻並びに関谷の全部

藤沢市朝日町の全部、同市藤沢の一部、同市藤沢一丁目から三丁目までの全部、同市藤沢四丁目及び五丁目並びに本町一丁目及び四丁目の各一部、同市善行一丁目から三丁目まで及び五丁目から七丁目までの全部、同市善行四丁目の一部、同市本藤沢一丁目から三丁目まで及び五丁目から七丁目までの全部、同市本藤沢四丁目の一部、同市善行団地、立石一丁目から四丁目まで、花の木及びみその台の全部、同市善行坂一丁目及び二丁目の各一部、同市白旗一丁目から四丁目までの全部、同市鶴沼の一部、同市南藤沢及び鶴沼東の全部、同市鶴沼松が岡一丁目から四丁目まで並びに鶴沼桜が岡一丁目、二丁目及び四丁目の各一部、同市鶴沼藤が谷一丁目から四丁目までの全部、同市鶴沼沼花沢町の一部、同市鶴沼橋一丁目の全部、同市鶴沼橋二丁目の一部、同市鶴沼石上一丁目から三丁目まで、西富、西富一丁目及び二丁目、大鋸、大鋸一丁目から三丁目まで、弥勒寺、弥勒寺一丁目から四丁目まで、宮前、小塚、高谷、渡内、渡内一丁目から四丁目まで、柄沢、村岡東一丁目から四丁目まで、川名、川名一丁目及び二丁目、藤が岡一丁目から三丁目まで、片瀬並びに片瀬一丁目から五丁目までの全部、同市片瀬海岸一丁目から三丁目までの各一部、同市片瀬山一丁目から五丁目までの全部、同市片瀬目白山、大庭、稲荷一丁目及び亀井野の各一部、同市今田の全部、同市石川の一部、同市西俣野の全部、同市湘南台五丁目及び七丁目の各一部、同市湘南台六丁目の全部並びに同市長後、高倉及び下土棚の各一部

大和市下鶴間、つきみ野一丁目から八丁目まで並びに中央林間四丁目及び六丁目の全部、同市中央林間一丁目から三丁目まで及び五丁目、林間一丁目及び二丁目並びに鶴間一丁目及び二丁目の各一部、同市下鶴間一丁目及び二丁目の全部、同市上草柳一丁目、四丁目、五丁目及び七丁目の各一部、同市深見西一丁目から六丁目まで及び八丁目の全部、同市深見西七丁目の一部、同市深見東一丁目から三丁目までの全部、同市深見の一部、同市深見台一丁目から四丁目まで、大和東一丁目から三丁目まで及び大和南一丁目の全部、同市大和南二丁目の一部、同市中央一丁目の全部、同市中央二丁目から七丁目までの各一部、同市上和田の全部、同市福田並びに渋谷一丁目及び六丁目の各一部並びに同市下和田の全部

東京都町田市相原町及び小川の各一部、同市小山町及び金森一丁目から七丁目までの全部、同市上小山田町の一部、同市木曾西一丁目から四丁目までの全部、同市木曾西五丁目及び木曾東一丁目の各一部、同市木曾東二丁目及び三丁目の全部、同市下小山田町、図師町並びに忠生一丁目、三丁目及び四丁目の各一部、同市鶴間及び鶴間一丁目から三丁目までの全部、同市常

盤町並びに中町一丁目及び二丁目の各一部、同市根岸町、根岸一丁目及び二丁目並びに原町田一丁目及び六丁目の全部、同市原町田二丁目から五丁目までの各一部、同市森野一丁目、二丁

目、五丁目及び六丁目の全部、同市森野三丁目及び四丁目の各一部、同市矢部町並びに小山ヶ丘一丁目及び三丁目の全部並びに同市小山ヶ丘二丁目、四丁目、五丁目及び六丁目の各一部

神奈川県告示第76号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第5項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定し、平成26年6月1日から施行する。

平成26年2月14日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
引地川	右岸 大和市福田七丁目39番地の21地先 左岸 大和市福田七丁目100番地の37地先	海まで
蓼川	右岸 綾瀬市深谷上八丁目6,924番地の2地先 左岸 綾瀬市本蓼川897番地の2	引地川合流点まで

2 特定都市河川流域

藤沢市藤沢、藤沢四丁目及び五丁目並びに本町一丁目及び四丁目の各一部、同市本町二丁目及び三丁目の全部、同市善行四丁目、本藤沢四丁目、善行坂一丁目及び二丁目、鶴沼並びに鶴沼海岸一丁目、二丁目及び四丁目の各一部、同市鶴沼海岸三丁目及び五丁目から七丁目までの全部、同市鶴沼松が岡一丁目から四丁目までの各一部、同市鶴沼松が岡五丁目の全部、同市鶴沼桜が岡一丁目、二丁目及び四丁目の各一部、同市鶴沼桜が岡三丁目、鶴沼神明一丁目から五丁目まで及び本鶴沼一丁目から五丁目までの全部、同市鶴沼花沢町、鶴沼橋二丁目、片瀬海岸二丁目及び三丁目並びに辻堂元町一丁目、三丁目及び四丁目の各一部、同市辻堂元町二丁目、五丁目及び六丁目並びに辻堂太平台一丁目及び二丁目の全部、同市辻堂東海岸一丁目及び四丁目の各一部、同市辻堂東海岸二丁目及び三丁目、辻堂神台一丁目及び二丁目、辻堂新町一丁目から四丁目まで並びに羽鳥一丁目から五丁目までの全部、同市城南一丁目の一部、同市城南二丁目から五丁目までの全部、同市大庭の一部、同市稲荷の全部、同市稲荷一丁目及び亀井野の各一部、同市亀井野一丁目から四丁目まで、円行並びに円行一丁目及び二丁目の全部、同市石川の一部、同市石川一丁目から六丁目まで、桐原町、天神町一丁目から三丁目まで及び湘南台一丁目から四丁目までの全部、同市湘南台五丁目及び七丁目、長後、高倉並びに下土棚の各一部、同市土棚の全部、同市用田及び葛原の各一部、同市菖蒲沢の全部並びに同市遠藤の一部

茅ヶ崎市赤羽根、堤及び芹沢の各一部

大和市中心林間西一丁目から七丁目までの全部、同市中心林間一丁目から三丁目まで及び五丁目の各一部、同市南林間一丁目から九丁目までの全部、同市林間一丁目及び二丁目並びに鶴

間一丁目及び二丁目の各一部、同市西鶴間一丁目から八丁目まで、上草柳、下草柳、桜森一丁目から三丁目まで並びに上草柳二丁目、三丁目、六丁目、八丁目及び九丁目の全部、同市上草柳一丁目、四丁目、五丁目及び七丁目、深見西七丁目、大和南二丁目並びに中央二丁目から七丁目までの各一部、同市草柳一丁目から三丁目まで及び柳橋一丁目から五丁目までの全部、同市深見の一部、同市福田一丁目から八丁目までの全部、同市福田の一部、同市代官一丁目から四丁目まで及び渋谷二丁目から五丁目までの全部、同市渋谷一丁目及び六丁目の各一部並びに同市本蓼川の全部

海老名市東柏ヶ谷一丁目から三丁目までの各一部及び同市東柏ヶ谷四丁目から六丁目までの全部

座間市相模が丘四丁目の一部、同市相模が丘六丁目の全部並びに同市小松原一丁目及び二丁目並びにひばりが丘一丁目から三丁目までの各一部

綾瀬市深谷、深谷中三丁目から九丁目まで、深谷南一丁目から七丁目まで、深谷上三丁目から八丁目まで、落合北一丁目から七丁目まで、落合南一丁目から九丁目まで、蓼川、蓼川一丁目から三丁目まで、大上、大上一丁目から九丁目まで及び寺尾の全部、同市寺尾北一丁目の一部、同市寺尾北二丁目から四丁目までの全部、同市寺尾台一丁目の一部、同市寺尾台三丁目及び四丁目、寺尾中一丁目から四丁目まで、寺尾釜田一丁目から三丁目まで、寺尾西一丁目から三丁目まで、寺尾本町一丁目から三丁目まで並びに寺尾南一丁目から三丁目までの全部、同市吉岡及び吉岡東一丁目の各一部並びに同市吉岡東二丁目から五丁目まで、上土棚北一丁目から五丁目まで、上土棚南一丁目から六丁目まで、上土棚中一丁目から七丁目まで及び本蓼川の全部

神奈川県告示第77号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第8条第2項の規定により、平成26年神奈川県告示第75号で指定の告示

をした特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定め、平成26年6月1日から施行する。

平成26年2月14日

神奈川県知事 黒岩 祐治

降雨波形：中央集中型

24時間総雨量：205.0 mm

生起確率：10年に1度

最大降雨強度（1時間）：57.9 mm/h

最大降雨強度（10分間）：116.0 mm/h

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	2.8	6	0-10	4.8	12	0-10	69.6	18	0-10	4.6
	10-20	2.9		10-20	4.9		10-20	42.4		10-20	4.5
	20-30	2.9		20-30	5.0		20-30	31.4		20-30	4.5
	30-40	2.9		30-40	5.1		30-40	25.3		30-40	4.4
	40-50	3.0		40-50	5.2		40-50	21.3		40-50	4.3
	50-60	3.0		50-60	5.4		50-60	18.5		50-60	4.2
1	0-10	3.0	7	0-10	5.5	13	0-10	16.5	19	0-10	4.1
	10-20	3.1		10-20	5.6		10-20	14.9		10-20	4.1
	20-30	3.1		20-30	5.8		20-30	13.6		20-30	4.0
	30-40	3.1		30-40	6.0		30-40	12.5		30-40	3.9
	40-50	3.2		40-50	6.1		40-50	11.6		40-50	3.9
	50-60	3.2		50-60	6.3		50-60	10.9		50-60	3.8
2	0-10	3.3	8	0-10	6.5	14	0-10	10.2	20	0-10	3.8
	10-20	3.3		10-20	6.7		10-20	9.7		10-20	3.7
	20-30	3.3		20-30	7.0		20-30	9.2		20-30	3.7
	30-40	3.4		30-40	7.2		30-40	8.7		30-40	3.6
	40-50	3.4		40-50	7.5		40-50	8.3		40-50	3.6
	50-60	3.5		50-60	7.8		50-60	8.0		50-60	3.5
3	0-10	3.5	9	0-10	8.2	15	0-10	7.7	21	0-10	3.5
	10-20	3.6		10-20	8.5		10-20	7.4		10-20	3.4
	20-30	3.6		20-30	9.0		20-30	7.1		20-30	3.4
	30-40	3.7		30-40	9.4		30-40	6.9		30-40	3.3
	40-50	3.7		40-50	9.9		40-50	6.6		40-50	3.3
	50-60	3.8		50-60	10.6		50-60	6.4		50-60	3.2
4	0-10	3.9	10	0-10	11.2	16	0-10	6.2	22	0-10	3.2
	10-20	3.9		10-20	12.1		10-20	6.0		10-20	3.2
	20-30	4.0		20-30	13.0		20-30	5.9		20-30	3.1
	30-40	4.0		30-40	14.2		30-40	5.7		30-40	3.1
	40-50	4.1		40-50	15.6		40-50	5.6		40-50	3.1
	50-60	4.2		50-60	17.4		50-60	5.4		50-60	3.0
5	0-10	4.3	11	0-10	19.8	17	0-10	5.3	23	0-10	3.0
	10-20	4.3		10-20	23.1		10-20	5.2		10-20	3.0
	20-30	4.4		20-30	27.9		20-30	5.1		20-30	2.9
	30-40	4.5		30-40	35.9		30-40	4.9		30-40	2.9
	40-50	4.6		40-50	52.2		40-50	4.8		40-50	2.9
	50-60	4.7		50-60	116.0		50-60	4.7		50-60	2.8

神奈川県告示第78号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第8条第2項の規定により、平成26年神奈川県告示第76号で指定の告示

をした特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定め、平成26年6月1日から施行する。

平成26年2月14日

神奈川県知事 黒岩祐治

降雨波形：中央集中型			24時間総雨量：205.0 mm								
生起確率：10年に1度			最大降雨強度（1時間）：57.9 mm/h								
			最大降雨強度（10分間）：116.0 mm/h								
時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	2.8	6	0-10	4.8	12	0-10	69.6	18	0-10	4.6
	10-20	2.9		10-20	4.9		10-20	42.4		10-20	4.5
	20-30	2.9		20-30	5.0		20-30	31.4		20-30	4.5
	30-40	2.9		30-40	5.1		30-40	25.3		30-40	4.4
	40-50	3.0		40-50	5.2		40-50	21.3		40-50	4.3
	50-60	3.0		50-60	5.4		50-60	18.5		50-60	4.2
1	0-10	3.0	7	0-10	5.5	13	0-10	16.5	19	0-10	4.1
	10-20	3.1		10-20	5.6		10-20	14.9		10-20	4.1
	20-30	3.1		20-30	5.8		20-30	13.6		20-30	4.0
	30-40	3.1		30-40	6.0		30-40	12.5		30-40	3.9
	40-50	3.2		40-50	6.1		40-50	11.6		40-50	3.9
	50-60	3.2		50-60	6.3		50-60	10.9		50-60	3.8
2	0-10	3.3	8	0-10	6.5	14	0-10	10.2	20	0-10	3.8
	10-20	3.3		10-20	6.7		10-20	9.7		10-20	3.7
	20-30	3.3		20-30	7.0		20-30	9.2		20-30	3.7
	30-40	3.4		30-40	7.2		30-40	8.7		30-40	3.6
	40-50	3.4		40-50	7.5		40-50	8.3		40-50	3.6
	50-60	3.5		50-60	7.8		50-60	8.0		50-60	3.5
3	0-10	3.5	9	0-10	8.2	15	0-10	7.7	21	0-10	3.5
	10-20	3.6		10-20	8.5		10-20	7.4		10-20	3.4
	20-30	3.6		20-30	9.0		20-30	7.1		20-30	3.4
	30-40	3.7		30-40	9.4		30-40	6.9		30-40	3.3
	40-50	3.7		40-50	9.9		40-50	6.6		40-50	3.3
	50-60	3.8		50-60	10.6		50-60	6.4		50-60	3.2
4	0-10	3.9	10	0-10	11.2	16	0-10	6.2	22	0-10	3.2
	10-20	3.9		10-20	12.1		10-20	6.0		10-20	3.2
	20-30	4.0		20-30	13.0		20-30	5.9		20-30	3.1
	30-40	4.0		30-40	14.2		30-40	5.7		30-40	3.1
	40-50	4.1		40-50	15.6		40-50	5.6		40-50	3.1
	50-60	4.2		50-60	17.4		50-60	5.4		50-60	3.0
5	0-10	4.3	11	0-10	19.8	17	0-10	5.3	23	0-10	3.0
	10-20	4.3		10-20	23.1		10-20	5.2		10-20	3.0
	20-30	4.4		20-30	27.9		20-30	5.1		20-30	2.9
	30-40	4.5		30-40	35.9		30-40	4.9		30-40	2.9
	40-50	4.6		40-50	52.2		40-50	4.8		40-50	2.9
	50-60	4.7		50-60	116.0		50-60	4.7		50-60	2.8

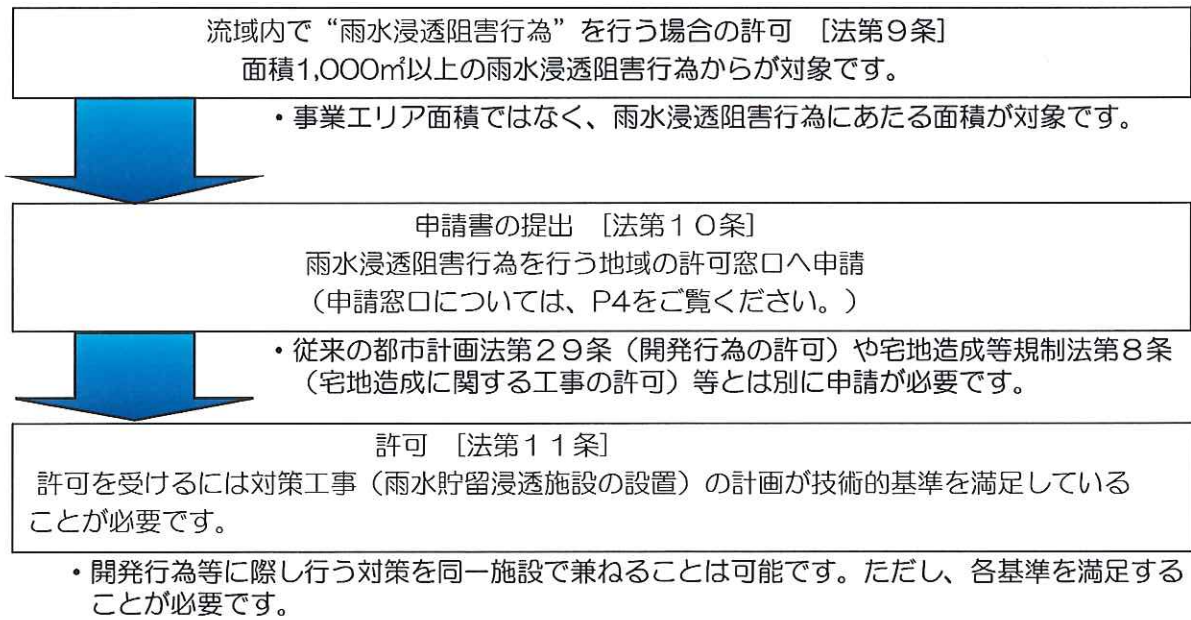
## 二級河川境川流域は平成26年6月1日から 「特定都市河川浸水被害対策法」<sup>\*</sup>の適用流域です。

これにより、水害に強いまちづくりを目指して、主に次の取り組みを進めます。

- 1 近年全国で多発する集中豪雨の発生なども踏まえ、河川管理者、下水道管理者、流域の地方公共団体は、連携を強化して一体的な「流域水害対策計画」を共同で策定し、更に安全性を高める浸水対策（河川改修、下水道整備、雨水貯留浸透施設整備など）を進めます。[法第4条]
- 2 適用流域内において、現在の安全性を最低限維持、また、少しずつでも高めるために、次のような規制や努力義務などが設けられます。
  - (1) 流域内の住民・事業者は雨水を貯留浸透させる努力 [法第5条、第19条]
  - (2) 新たに“雨水浸透阻害行為（面積：1,000㎡以上）”を行う場合の許可の取得（雨水の流出を抑制する最小限の対策を実施） [法第9条]（雨水浸透阻害行為については、P2をご覧ください。）
  - (3) 既存の雨水の流出抑制機能をもつ防災調整池の保全[法第26条]（法第23条には、別途防災調整池ごとに都県知事、市長が保全調整池としての指定を可能とする条項もあります。）



### 許可を要する事項（法律の条文は、P3をご覧ください）

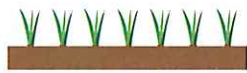


～この法律に基づき設置される雨水貯留浸透施設は申請により固定資産税が軽減されます～

※「特定都市河川浸水被害対策法」（平成15年法律第77号）は、平成16年5月15日に施行された法律です。この法律により、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、雨水の流出を抑制するための規制、都市洪水想定区域の指定等、浸水被害の防止のための対策の推進を図ります。

## ■許可を必要とする雨水浸透阻害行為の具体例

1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



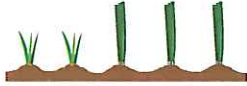
耕地



宅地



2. 土地の舗装



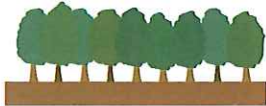
耕地



駐車場



3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



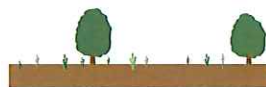
林地



運動場



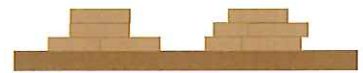
4. ローラー等により土地を締め固める行為



原野

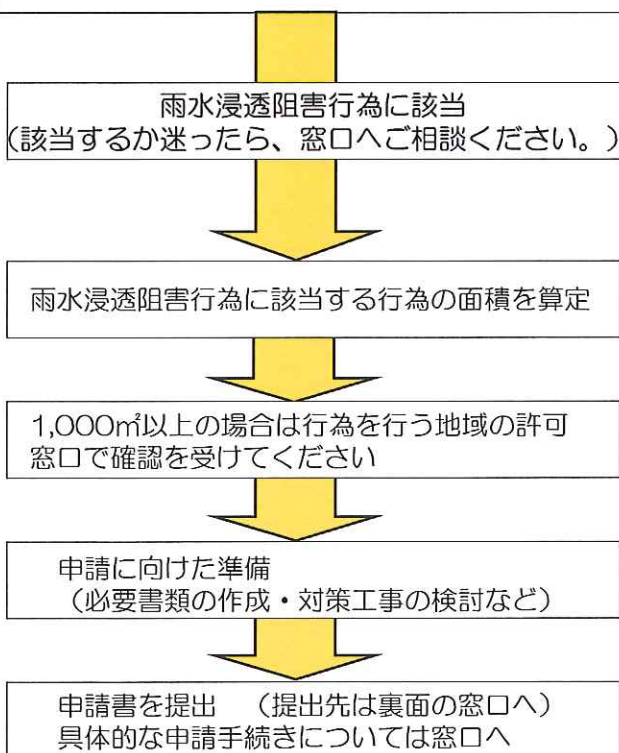


資材置場

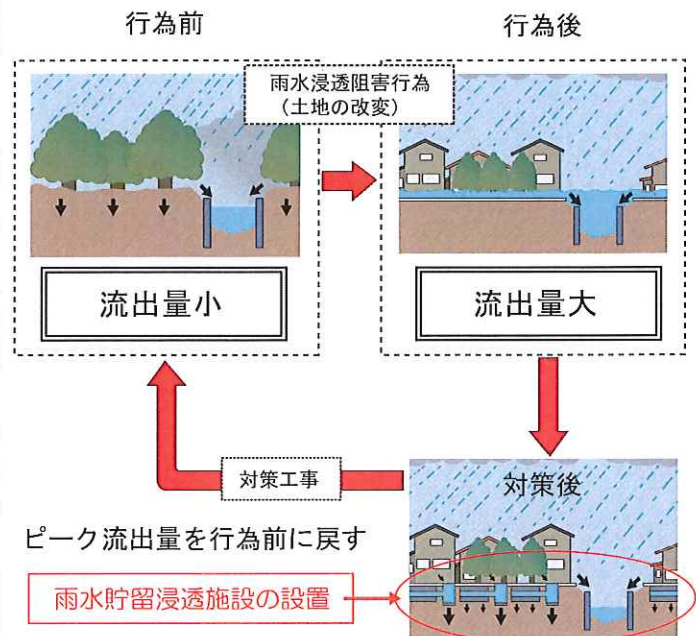


従来の土地の形質を改変するような行為は、雨水浸透阻害に該当します。

注) 「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場  
 「宅地等」以外の土地：山地、林地、耕地、原野



### <雨水浸透阻害行為と対策の概念>



### ホームページアドレス

◇法律の概要、法律・政令・省令、全国の指定河川について  
 国土交通省 水管理・国土保全局

[http://www.mlit.go.jp/river/hourei\\_tsutatsu/bousai/gaiyou/houritu/index\\_toshikasen.html](http://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/bousai/gaiyou/houritu/index_toshikasen.html)

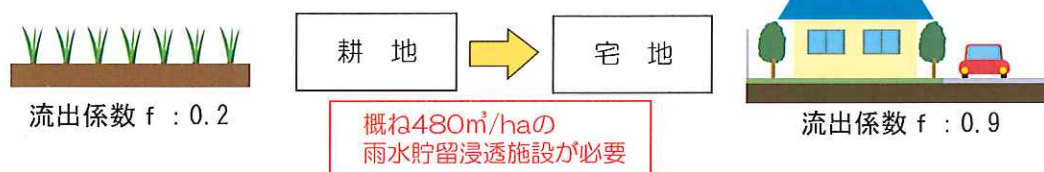
◇雨水貯留浸透施設の貯留容量や浸透施設の規模などを算定するシステムについて  
 (一財) 国土技術研究センター

<http://www.iice.or.jp/sim/t1/201006041.html>

## ■雨水浸透阻害行為における対策工事の例

次のような1ha規模（＝10,000㎡規模）の雨水浸透阻害行為を行った場合の対策工事は概ね以下のようになります。

### ①「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



### ②ローラー等により土地を締め固める行為



## ■特定都市河川浸水被害対策法 条文（抜粋）

（雨水浸透阻害行為の許可）

第九条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為（流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透阻害行為」という。）であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをしてしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この章及び第三十八条において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- 二 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、前号に該当するものを除く。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある行為で政令で定めるもの

注）施行日時時点で次のいずれかに該当する場合は、雨水浸透阻害行為の許可を要しません。

- ①既に工事に着手している行為等
- ②都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの等（宅地造成等規制法第8条に規定する宅地造成に関する工事の許可についても同様）

（申請の手続）

第十条 前条の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 雨水浸透阻害行為をする土地の区域（以下「行為区域」という。）の位置、区域及び規模
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画
- 三 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない

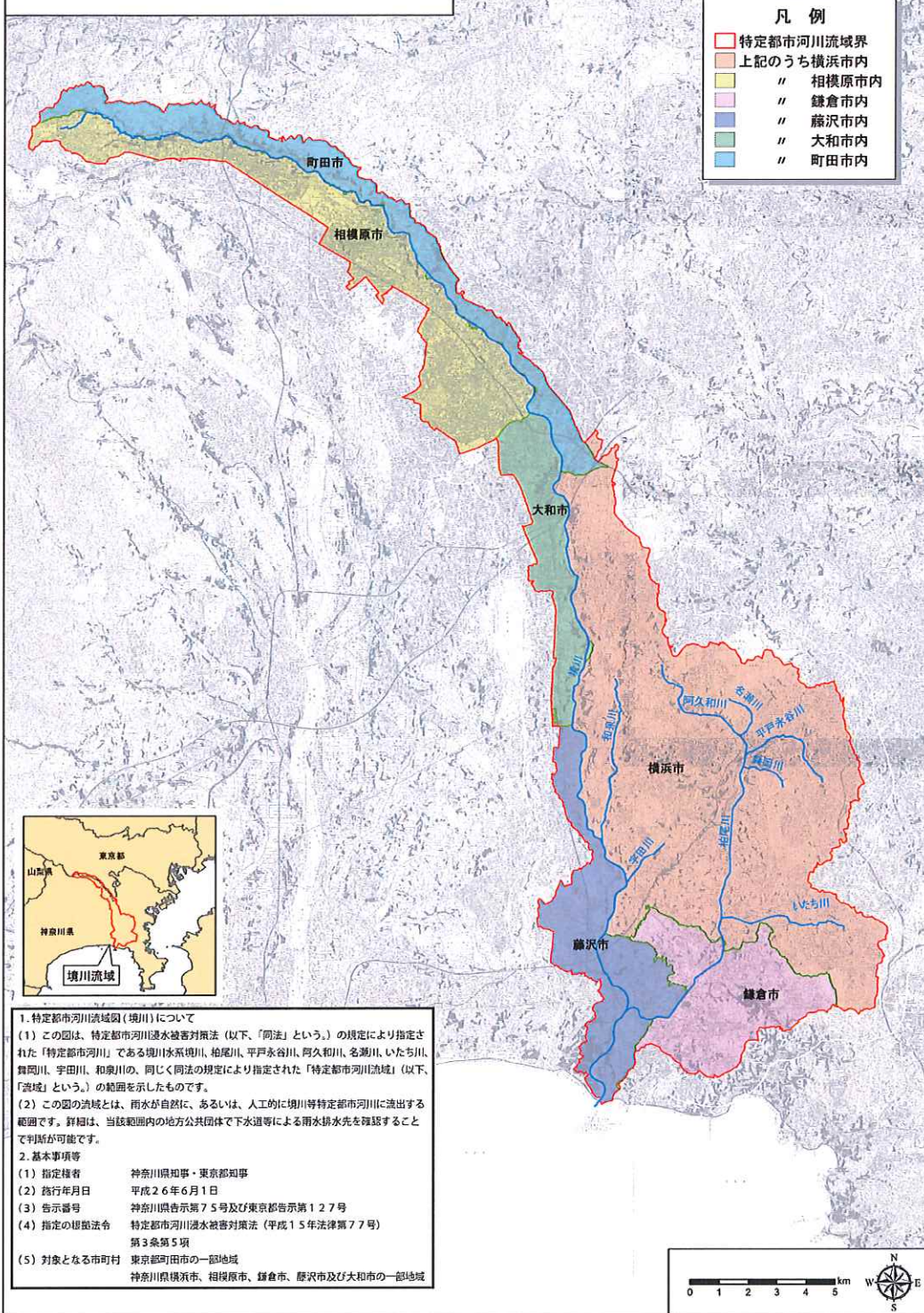
（許可の基準）

第十一条 都道府県知事は、第九条の許可の申請があったときは、その対策工事の計画が、当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を政令で定める技術的基準（次条の条例が定められているときは、当該条例で定める技術的基準を含む。第十七条第二項及び第三項、第十八条第一項並びに第二十条第一項第四号において同じ。）に従い請じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

注）技術的基準は、雨水浸透阻害行為における対策工事の計画に用いる基準降雨を定めています。



## 特定都市河川流域図(境川)



### ■特定都市河川浸水被害対策法の適用に関する問い合わせ先

- ◇神奈川県県土整備局河川下水道部流域海岸企画課 TEL: 045-210-6479
- ◇東京都都市整備局都市基盤部調整課 TEL: 03-5388-3298

### ■雨水浸透阻害行為の許可申請窓口

- ◇東京都町田市での許可: 東京都都市整備局都市基盤部調整課 TEL: 03-5388-3298
- ◇横浜市での許可: 横浜市道路局河川部河川計画課 TEL: 045-671-2898
- ◇相模原市での許可: 相模原市都市建設局土木部河川整備課 TEL: 042-769-8273
- ◇鎌倉市・藤沢市での許可: 神奈川県藤沢土木事務所許認可指導課 TEL: 0466-26-2111
- ◇大和市での許可: 大和市都市施設部土木管理課許認可担当 TEL: 046-260-5404